



発行 新潟県

号外 1

平成27年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

537 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第537号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン(通称名2C-P)及びその塩類
- (2) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン(通称名25D-NBOMe)及びその塩類
- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名4-OH-MIPT)及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名4-AcO-MIPT)及びその塩類
- (5) [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフトレン-1-イル)メタノン(通称名JWH-368)及びその塩類
- (6) ナフトレン-1-イル(1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン(通称名JWH-145)及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名5F-SDB-006)及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド(通称名Org 27569)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年3月31日